



建設省愛住指発第142号

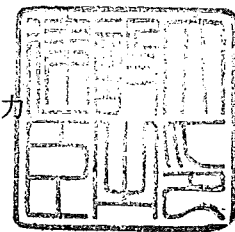
認 定 書

愛知県西春日井郡西枇杷島町恵比須町20番地の1
マ ナ ッ ク 株 式 会 社
代表取締役社長 高 橋 修

さきに申請のあった下記建築物に用いる特殊な建築材料及び構造方法については、建築
基準法第38条の規定に基づき、同法施行令第93条の規定によるものと同等以上の効力
を有するものと認める。

平成9年12月18日

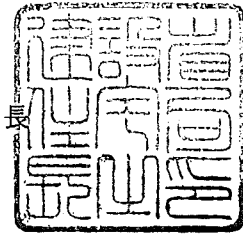
建設大臣 瓦 力



建設省愛住指発第142号-2
平成9年12月18日

マナック株式会社
代表取締役社長 高橋 修 殿

建設省住宅局長



建築基準法第38条の規定に基づく認定について
(STJ工法(中掘拡大根固め工法)(杭径700mm~1000mm))

さきに申請のあった標記については、建築基準法第38条の規定に基づき、別添のとおり認定されたので通知する。

なお、厳格な工事監理に基づく適正な工事施工の確保を期されたい。